

三木市テイクアウト応援チケット取扱要領

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響を受けた飲食店を支援するため、全ての市民に、市内飲食店においてテイクアウト商品の購入に使用できるチケットを配布するとともに、市内飲食店をPRすることにより、チケットを利用した市民が、店舗の魅力を再認識し、市民と行政が一体となって頑張る飲食店を応援する機運を高める。

2 チケットの概要

- (1) 名称 三木市テイクアウト応援チケット（以下「チケット」という。）
- (2) 発行者 三木市
- (3) 発行内容 市民（令和3年3月26日現在）1人当たり チケット2千円分（500円券×4枚）
- (4) 使用方法 三木市テイクアウト支援給付金の支給を受けた者が営業するチケット取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）で、チケットを使用してテイクアウト商品を購入することができる。

3 チケットの使用期限

市民がチケットを使用できる期限は、令和3年5月31日までとする。

4 チケットの制限事項

- (1) 市民はテイクアウト（持帰り）商品の購入にのみチケットを使用できる。
- (2) 市民は、取扱店舗においてチケットを使用できる。
- (3) 市及び取扱店舗は、チケットの現金化は行わない。
- (4) 市民が、チケットの額面に満たない金額の商品を購入した場合であっても、取扱店舗は、つり銭を支払わない。
- (5) 取扱店舗は、使用期限が過ぎたチケットを受取らない。
- (6) 取扱店舗は、破損したチケットが持ち込まれたときは、券面の残存部が3分の2未満の場合は受取らない。
- (7) チケットの盗難、紛失等に対しては、市はその責任を負わない。

5 取扱店舗

三木市テイクアウト支援給付金を申請し、給付を受けている店舗を「取扱店舗」とする。

6 チケットの換金手続き

(1) 換金手続き

ア 取扱店舗の事業者は、取扱店舗で使用されたチケットの裏面に取扱店舗の名称を記入し、必要事項を記載した市所定の請求書を添えて、観光振興課に換金申請する。(郵送可)

イ 観光振興課は、審査の上、申請日から30日以内を目途に指定口座に振り込む。

(2) 換金請求受付期間

換金請求の受付期間は、令和3年4月1日から令和3年6月30日までとし、郵送による受付については、令和3年6月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 遵守事項

取扱店舗は次の事項を、遵守しなければならない。

- (1) 取扱店舗であることが消費者に分かるよう見やすい場所に「取扱店舗証」を掲示する。
- (2) テイクアウト商品の販売及びチケットの取扱いを令和3年5月31日まで継続すること。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造その他不正に使用されたものと判別できるチケットが取扱店舗に持ち込まれた場合(事後で発見した場合を含む。)は、チケットの受取りを拒否するとともに、当該事実を確認した場合は、直ちに観光振興課に報告すること。
- (4) 換金請求期間を過ぎてしまった場合等による損失は取扱店舗の負担とすること。
- (5) 市民から受け取ったものではないチケットを自店舗で使用されたものと偽り換金しないこと。

8 登録の取消し

取扱店舗が本要領に違反する行為を行った場合、市はチケット取扱店舗の認定を取消し、悪質な場合は当該取扱店舗の事業者に対し損害賠償請求ができるものとする。

9 施行期日 令和3年1月29日